

令和7年度電子カルテデスクトップ

型端末等調達仕様書

2025/12/12 岡山赤十字病院 情報システム課

本調達の仕様は下記のとおりとする。

1. 調達物品の名称、数量・構成内訳及び性能、機能、規格等

| 調達物品 | 数量 |
|------------------|-------|
| 電子カルテデスクトップ型端末 | 510 台 |
| 部門システム用デスクトップ型端末 | 10 台 |
| 電子カルテ用モニター | 490 台 |
| 盗難防止ケーブル | 520 台 |

(ア)電子カルテデスクトップ型端末

① OS

1. Windows 11 Pro 64bit

② CPU/APU

1. Intel 第 14 世代 Core i5-14500T 以上または AMD Ryzen5 8500GE 以上

③ メモリ

1. DDR5-5200 相当以上の規格、容量 16GB 以上

④ 記憶装置

1. SSD(M.2 PCIe NVMe) 256GB 以上 また、OPAL 等自己暗号化機能に対応すること

⑤ 光学ドライブ

1. 指定なし

⑥ セキュリティ機能

1. TPM 2.0 に対応していること

2. BIOS 改ざん防止機能を有すること

⑦ 外寸・質量（幅×奥行×高さ）

1. 36.5mm×182.9mm×170mm 程度

⑧ ビデオ出力

1. HDMI 端子×1、DisplayPort 端子×2 以上

⑨ インターフェース

1. USB Type-C USB3.2×1 以上、USB Type-A USB3.2×6 以上

2. ギガビットイーサネット用 RJ45 端子が 1 以上あること

⑩ 無線 LAN

1. IEEE 802.11ax に対応すること（Realtek を除く）

⑪ その他

1. キーボード及びマウス（USB またはワイヤレス）を添付すること

（イ）部門システム用デスクトップ型端末

① 仕様については、（ア）電子カルテデスクトップ型端末と同じ内容であること。

（ウ）電子カルテ用モニター

① 画面サイズ・解像度

1. 対角 23 インチ～24 インチ程度、縦横比 16:9 または 16:10 とする

2. 1920×1080（フル HD 画質）程度の解像度を有すること

② 入力

1. DisplayPort 1.2 と HDMI 1.4 に対応すること

③ 機能

1. モニターは同時に調達するデスクトップ端末と一体化できる構造となっていること。その際、工具を必要とせず簡易に実現できること。

2. モニターの電源ボタンを押すことによりデスクトップパソコンの電源を投入操作ができること。

3. モニターに PC を固定した状態で VESA マウントに対応すること。

4. Kensington 互換の Security Slot (2.5mm x 6 mm、もしくは 3mm x 7mm) を有すること。
5. モニターとデスクトップ端末を一体化のため、1本のセキュリティワイヤーでモニターとデスクトップ端末の両方を同時に保護できること。
6. 高さ、上下左右の調整ができること

(エ) 盗難防止ケーブル

- ① 電子カルテデスクトップ型端末
 1. マスターキーに対応すること
 2. マスターキーを3本添付すること

2. 設置条件等

1. デスクトップ型端末
 - キッティング・設置・搬入
 - ① 別紙「岡山赤十字病院 令和7年度電子カルテデスクトップ型端末更新に係るPC キッティング作業仕様書」のとおり
 - 保守体制等
 - ① 保守体制は以下の要件を満たすこと。
 1. 物品が正常に作動するように、納入日より5年間の保守対応を行うこと。
 2. 物品の運用を円滑に実現するための技術的サポート体制が整備されていること。
 3. SSD 故障で交換となった場合、修理対応後に当院へ旧SSDを返却すること。
 - 保証期間
 - ① 納入後5年間は、通常の使用により故障した場合の無償修理に応じること。
 - 障害時支援体制等
 - ① 障害時において、復旧のため通報を受けてから速やかに対応できる体制が整っていること。

- その他

- ① 説明書・マニュアル等

- 1. 操作マニュアルは各機器について、日本語版を提供すること。

- ② 落札後は、速やかに納期等のスケジュール調整を行い、必要な資料等を提出すること。

- ③ 落札者は、入札機器の機器明細及び金額明細を、書面または電子データで速やかに提出すること。

- ④ 落札から納入までの間に機器の仕様変更やソフトウェア等のバージョンアップがあった場合には、当院と協議のうえ、最新の仕様にて引き渡すこと。

- ⑤ 本仕様書に記載されていない事項等、業務上の疑義が生じた場合は、当院と別途協議のうえ、その指示に従うものとすること。